

県開催の福祉施設等職員研修一覧(平成30年度)

【問合せ先電話番号】  
 石川県厚生政策課 076-225-1419  
 石川県長寿社会課 076-225-1487  
 石川県障害保健福祉課 076-225-1428

※下記情報は予定ですが、  
 今後、変更されることもありますので、研修の詳細や申し込み方法等については、各研修の担当課にお問い合わせください

区分	No.	研修名	主な内容	参加対象	開催期日	回数	1回当たり		会場	県担当課・グループ名
							日数	定員		
共通	1	「いしかわ魅力ある福祉職場認定制度」関係セミナー	給与体系の明確化や休暇制度の充実等に取り組む事業所の認定制度について、認定取得に向けたセミナーを開催 ①意識啓発セミナー 認定制度の意義や認定基準の解説 ②課題別セミナー 人材育成計画や給与体系等の各種制度構築の手法を学ぶ	福祉施設・事業所の管理者等 ※②については、県に認定制度参加宣言書を提出していることが参加条件	未定	11(内容は別)	1	不定	未定	厚生政策課福祉人材・サービスグループ
高齢者分野	2	認知症介護サービス向上アドバイザー派遣研修	認知症ケアの質向上を目指し、グループワークを中心とした形式で、認知症ケアについて学ぶ	小規模な通所介護事業所の職員等	7月～3月	25	1	不定	派遣依頼のあった事業所	長寿社会課在宅サービスグループ
	3	認知症介護サービス向上研修(集合研修)	認知症ケアの質向上を目指し、認知症介護の基本を学ぶ	介護従事者	7月～2月	6	1	80	金沢地区 能登地区 加賀地区	長寿社会課在宅サービスグループ
	4	認知症高齢者グループホーム初任者研修及び小規模多機能型居宅介護初任者研修	認知症高齢者への知識や介護方法を学び資質向上を図る	認知症高齢者グループホーム及び小規模多機能型居宅介護事業所の介護従事者又は介護従事者になる予定の者で認知症高齢者の介護実務経験が2年未満の者	11月、2月	3	2	50	金沢地区 七尾地区	長寿社会課施設・在宅サービスグループ
	5	高齢者虐待防止研修(施設従事者向け)	介護従事者による高齢者虐待の予防と対応について、事例を通して学ぶ	介護従事者	8月～11月	5	1	未定	金沢地区 能登地区	長寿社会課人材・生きがいグループ
	6	高齢者虐待防止研修(施設管理者向け)	施設管理者として、高齢者虐待への理解と認識を深めてもらい、施設全体で高齢者の虐待防止に取り組んでもらう	介護施設・事業所の施設長等の管理者	8月～11月	3	1	未定	金沢地区 能登地区	長寿社会課人材・生きがいグループ
	7	身体拘束廃止実務看護職員研修	看護の在り方や身体拘束廃止の講義等により利用者の立場に立ったケアの在り方を学び、施設での人権尊重と介護サービスの質の向上を図る	介護保険施設(特養、老健、療養型)の看護職員	2,3月	1	1	60	金沢市内	長寿社会課施設サービスグループ
	8	身体拘束廃止推進員養成研修	身体拘束廃止の趣旨と取組の必要性を理解し、施設での人権尊重と介護サービスの質の向上を図る	介護保険施設(特養・老健・療養型)の指導的な立場にある職員	2,3月	2	1	60	金沢市内 七尾市内	長寿社会課施設サービスグループ
	9	虐待防止・在宅介護家族支援スキルアップ研修	居宅サービス事業所職員の、在宅で介護する家族を支援する能力を養成し、在宅介護の質の向上と在宅における高齢者虐待の未然防止を図る	地域包括支援センター職員、居宅系サービス事業従事者	11月～3月	1	1	100	金沢市内	長寿社会課人材・生きがいグループ
	10	「介護の質の向上」推進事業	重度化防止・自立支援に向けて、全国で参考となる取組を行っている施設・事業所の職員等を講師に招き、実際の介護現場において具体的な取組を学ぶ	原則、管理者又は中堅クラス以上の施設・事業所の職員	未定	3(内容は別)	2	未定	未定	長寿社会課施設サービスグループ
	障害者分野	11	発達障害等相談支援従事者育成研修(初級、中級、上級)	発達障害児者の特性を理解し、適切に対応できる人材を養成	市町発達障害者相談担当窓口職員、相談支援事業所、保育士等	未定	初級1 中級3 上級9	同左	初級:特になし 中級:100 上級:20	未定
12		障害者就労支援員育成事業	半数以上の事業所で一般就労移行者がいないなど、実績が伸び悩んでいることから、優れた実績をあげている県外事業所職員を講師に招き、支援職員等に対する研修や、県内事業所の事業診断・アドバイス等を行うことにより、支援の質の向上と、一般就労移行者の増加を目指す	障害者就労支援事業所職員	未定	1	1	特になし	未定	障害保健福祉課地域生活支援グループ

【問合せ先電話番号】  
 石川県障害保健福祉課 076-225-1428  
 石川県少子化対策監室 076-225-1421  
 石川県立保育専門学園 076-242-5185

※下記情報は予定ですが、  
 今後、変更されることもありますので、研修の詳細や申し込み方法等に  
 ついては、各研修の担当課にお問い合わせください

区分	No.	研修名	主な内容	参加対象	開催期日	回数	1回当たり		会場	県担当課・グループ名
							日数	定員		
障害者分野	13	地域との連携による授産商品開発支援事業	施設が効果的に商品開発を行うため、企業や大学などと連携した商品開発を支援する。その際、県外から先進事例として、効果的な商品開発を行う施設に講師として事例を発表してもらい、併せて、マーケティングなどの考え方を専門家から学ぶ研修を開催	障害者就労支援事業所職員	未定	1	1	特になし	未定	障害保健福祉課地域生活支援グループ
	14	障害者虐待防止・権利擁護研修（事業所コース）	障害者虐待の防止・権利擁護について、基礎的な知識の習得や意識啓発を図り、障害者虐待の未然防止、早期発見及び適切な対応のために必要な人材の育成や資質向上のための研修	障害福祉サービス事業所等の管理者、サービス管理責任者、虐待防止責任者、虐待防止マネージャー等	11月	1	1	未定	金沢市内	障害保健福祉課企画推進グループ
	15	同行援護従業者養成研修（一般課程、一般課程補講）	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等に対して、外出時に、当該障害者等に同行して、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等が外出する際に必要な援助に関する一般的な知識及び技術を習得する	一般課程：県内に在住または勤務する健康な成人で、視覚障害者福祉に関心を持ち、受講後、実際に同行援護従業者として業務に従事する者 一般課程補講：平成19年度以前の石川県視覚障害者移動介護従業者養成研修を修了した者または平成18年度以前の金沢市視覚障害者ガイドヘルパー養成研修を修了した者であって、同行援護従業者として業務に就く者	未定	2(内容は別)	1～4程度	20程度	石川県視覚障害者情報文化センター	障害保健福祉課地域生活支援グループ
	16	同行援護従業者養成研修（応用課程）	一般課程において習得した知識及び技術を深めるとともに、特により深い障害及び疾病の理解や場面別における同行援護技術等を習得することを目的とする。一般課程を修了した者を対象として行われるものとするが、一般課程と応用課程を適切な組み合わせにより同時並行的に行われる場合はこの限りでない	応用課程：次の①、②のいずれにも該当するものであって、研修を全科目受講可能な者（一般課程と並行して受講する際は両課程の全科目を受講可能である者）。①県内の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」上の指定（又は基準該当）同行援護事業所でサービス提供責任者となっている者または今後なる予定のある者②平成20～23年度の石川県視覚障害者移動介護従業者養成研修を修了したもの、または平成19年度～平成23年度の金沢市視覚障害者ガイドヘルパー養成研修を修了した者、または同行援護従業者養成研修一般課程を修了した者	未定	2	2～3程度	20程度	石川県視覚障害者情報文化センター	障害保健福祉課地域生活支援グループ
	17	知的障害者ガイドヘルパー養成研修	知的障害者の外出を支援する際に必要な知識や技能を習得	現任のホームヘルパー等	8月（講義） 9月～11月（演習）	1（講義＋演習）	3（講義2日＋演習1日）	50～60程度	未定	障害保健福祉課企画推進グループ
保育分野	18	保育専門学園 研修会	現役の保育士等が専門的なノウハウを学びスキルアップできる公開講座を実施	保育所・認定こども園に勤務する職員	8月、10月、11月	3	1	30～50	保育専門学園ほか	保育専門学園
	19	保育専門学園 事例研究	現役の保育士等が専門的なノウハウを学びスキルアップできる公開講座を実施	保育所・認定こども園に勤務する職員	5～8月	6	1	30	保育専門学園	保育専門学園
	20	①子育て支援コーディネーター養成研修 ②子育て支援コーディネーターフォローアップ研修 ③子育て支援総合アドバイザー養成研修	①：マイ保育園の子育て支援コーディネーターを養成するため、子育て家庭への支援方法など必要なスキルを身につける ②：子育て支援コーディネーターとしての更なる資質の向上を図る ③：マイ保育園の子育て支援総合アドバイザーを養成するため、特に子育てで不安が強い家庭へのきめ細かい支援を行えるよう関係機関との連絡・調整等のスキル等を身につける	①：保育所・認定こども園等に勤務する職員 ②：子育て支援コーディネーター養成研修の修了者 ③：保育所・認定こども園等に勤務する職員	6～11月	①：3 ②：3 ③：4	①：1 ②：1 ③：1	①：約100 ②：約60 ③：約70	県庁ほか	少子化対策監室保育グループ